

平成25年4月から海陽町で事務を行います

県が行っている事務のうち、住民の皆さまの利便性や行政サービスの向上につながるような事務について、県から事務の委譲を受けました。

平成25年4月より海陽町で行うことになった事務については以下のとおりです。

事務の概要	関係法令	担当課	
国定公園特別地域における非常災害応急措置に係る届出の受理	自然公園法	住民人権環境課	TEL 0884-73-4162
国定公園特別地域における木竹の植栽又は家畜の放牧に係る届出の受理	自然公園法	住民人権環境課	TEL 0884-73-4162
簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査等	水道法	上下水道課	TEL 0884-73-4157
社会福祉法人（市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）の設立認可等	社会福祉法	保健福祉課	TEL 0884-73-4313
市町村社会福祉協議会が行う社会福祉事業の報告及び検査等	社会福祉法	保健福祉課	TEL 0884-73-4313
墓地等の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、 法施行条例、法施行細則	住民人権環境課	TEL 0884-73-4162
土地権利設定に関する認可、土地所有者等の意見聴取等	森林法	産業観光課	TEL 0884-76-1511
水流における工作物の使用等に関する認可	森林法	産業観光課	TEL 0884-76-1511
未熟児養育医療の支給認定等 ※	母子保健法	保健福祉課	TEL 0884-73-4313
育成医療の支給認定等 ※	障害者自立支援法	保健福祉課	TEL 0884-73-4313

※ 第2次一括法による関係法律の改正に伴い、平成25年4月から徳島県の手務（権限）とされていたものが、法令上、海陽町の権限となるものです。